

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監４の第５号

監 査 の 対 象：令和３年度監査委員監査 契約事務及び支出事務（業務委託）

所 管 所 属：福祉局

通知を受けた日：令和４年６月20日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	3 仕様書における再委託の範囲の記載については是正を求めたもの 契約管財局及びＩＣＴ戦略室による業務委託における再委託の取扱いについての通知によれば、業務委託契約では業務の全部を一括して第三者に再委託することを禁止しており、仕様書において、再委託できない主たる業務と再委託にあたり発注者の承諾を必要としない軽微な業務を明記することで、再委託が可能な範囲を明確にすることとされている。 しかし、福祉局及び行政委員会事務局で抽出した１件の契約について、仕様書を確認したところ、仕様書において再委託に関する記載が行われていなかった。また、行政委員会事務局の該当契約では、受注者から申請され、主たる業務ではないと判断された業務の一部について、再委託承諾書をもって再委託されていた。 【指摘事項３】 福祉局及び行政委員会事務局は、再委託の範囲について仕様書に記載するよう所属内に通知するなどして周知徹底し、仕様書に再委託の範囲の記載が漏れない仕組みを構築し、それにより実施されたい。	・ 契約担当課において、当該指摘事項について契約事務審査会に報告のうえ、業務委託における再委託の取扱いについて改めて局内通知を実施し、周知徹底を行った。また、事業担当課で作成した仕様書に係る発注時に、当該事項が記載されているかの確認をより一層徹底する。 ・ 当該指摘事業担当課においては、契約関連の最新の各種通知・マニュアル等を適切に保管・共有し、決裁時に当該事項が記載されているかの確認を徹底する。	措置済	令和４年３月３日